

栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 栗幼委第4号
栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務
- (2) 業務内容 給食食材発注、給食調理作業、給食配送業務、おやつ提供
詳細は、別紙「栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日

3. 予算額（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、269,877,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4. 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法 事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

5. 日程

| 項目 | 期日 | 備考 |
|--------------|--------------------------------------|------------------------|
| 公募による募集 | 令和8年4月24日（金） ～令和8年5月22日（金） 10時 | 市ホームページに実施要領等を掲載 |
| 質問書提出期間 | 令和8年4月24日（金） ～令和8年5月8日（金） 10時 | 【電子メール】 様式第1号 |
| 質問書回答 | 令和8年5月15日（金） | 市ホームページに掲載 |
| 参加意思表明書の提出期限 | 令和8年5月22日（金） 10時 | 【持参又は郵送】 様式第2号 |
| 参加資格審査の結果通知 | 令和8年5月29日（金） | 郵送にて通知 |
| 提案書等の提出期限 | 令和8年6月5日（金） 10時 | 【持参又は郵送】 様式第5～6号 |
| プレゼンテーションの実施 | 令和8年7月1日（水） | |
| 選定結果の通知 | 令和8年7月初旬 | 郵送にて通知 また市ホームページに掲載 |
| 契約締結 | 令和8年7月中旬 | |

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 直近5年で県内における保育園、幼稚園及び認定こども園の給食調理業務の受託実績が1年以上あること。

7. 現地視察

(1) 実施期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月7日（木）までの各日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午後4時から午後5時までの間で、調理業務、保育業務に支障のない範囲とする。

(2) 視察申込

ア 申込期限 令和8年5月1日（金）17時

イ 申込方法 電子メールによる申込のみ

※メールのタイトルは「【栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務に係る視察申込】（事業者名）」とし、電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

ウ 申込内容 次に掲げる事項をメール本文に記入すること。

・事業者名

・連絡先（電話番号、担当者名）

- ・参加者氏名
- ・視察希望園（複数園視察可。ただし、申込状況により幼児課で調整する。大宝こども園は工事中のため視察不可の可能性がある。）
- ・視察希望日（第2希望まで。特に希望がなければ幼児課で指定する。）

※園都合により、視察できない場合もあり得る。

- エ 添付書類 直近1ヶ月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌 0-157・0-26・0-111)
- オ 提出先 栗東市こども家庭局幼児課
電話番号 077-551-0424
メールアドレス yoji@city.ritto.lg.jp

(3) 参加者

- ア 1業者につき3名以内
- イ 清潔な衣服（白衣、帽子、マスク等）を用意すること。

(4) その他

感染症予防のため、調理室内の立ち入りを禁止する場合がある。その場合は、調理室外からの視察となる。

現地視察への参加は任意であり、参加の有無により審査にて不利になることはないものとする。

現地での質問は一切受け付けないこととする。

8. 質疑・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出すること。
電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和8年5月8日（金）午前10時まで（必着）
- (3) 提出先 栗東市こども家庭局幼児課
電話番号 077-551-0424
メールアドレス yoji@city.ritto.lg.jp
- (4) 回答方法 令和8年5月15日（金）に市ホームページに掲載する。

9. 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加意思表明書（様式第2号） 1部
- イ 法人の場合、法人登記簿謄本（写） 1部
- ウ 個人の場合、身元証明書（写） 1部
- エ 直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の納税証明書（写） 各1部
- オ 会社概要（様式第3号） 8部
- カ 企業実績調書（様式第4号） 8部

※栗東市登録業者の場合、イ、ウ及びエの提出を省くことができる。

- (2) 提出期限 令和8年5月22日（金）午前10時まで
- (3) 提出先 栗東市こども家庭局幼児課
電話番号 077-551-0424
メールアドレス yoji@city.ritto.lg.jp
- (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和8年5月29日（金）までに文書にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

10. 企画提案書作成方法及び提出方法

(1) 作成方法

以下の書類を提出する。提出書類の部数は8部（正本1部、副本7部）とする。

| 提出書類 | 内容 |
|-------------|-------------------------------------|
| 提案書 | 募集要領と仕様書に基づき、事業者の実施内容を提案するもの（様式第5号） |
| 委託料内訳書 | 提案書に記述された委託料を内訳したもの（任意様式） |
| マニュアル等の添付資料 | 提案書に添付するもの（任意様式） |
| 緊急時業務連絡体制図 | 緊急時等における業務連絡体制を図化したもの（様式第6号） |

(2) 提出期限 令和8年6月5日（金）午前10時まで

(3) 提出先 栗東市こども家庭局幼児課
電話番号 077-551-0424
メールアドレス yoji@city.ritto.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東市立保育園・こども園自園給食調理等委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

(1) 開催日 令和8年7月1日（水）

(2) 受付場所 栗東市役所 2階 第3会議室

(3) 審査項目

- ア 企業実績
- イ 委託料
- ウ 提案書の作り方及びプレゼンテーションの内容
- エ 対象児童福祉施設給食に対する基本的な考え方
- オ 安全衛生管理及び資質向上に関する考え方
- カ 本業務を継続的にかつ円滑に遂行できる運営体制
- キ 本業務の受託が決定した場合の業務開始に向けた計画及び準備

(4) 実施内容

- ア プレゼンテーションは、提案書受付順とする。
- イ 審査スケジュールの詳細は、提案書提出後に通知する。

ウ 提案時間は、1業者あたり20分以内とする。
質疑応答を10分程度設けるので、審査員の質問に対し簡潔明瞭に回答すること。
また、準備撤去は5分以内で行うこと。
提案時間（20分）が経過した場合は、その時点でプレゼンテーションを打ち切る
ので注意すること。

エ 提案者は、3名以内とする。
原則として、代表者、本業務専任者、各施設責任者またはその予定者が説明を行い、
審査員の質問についても応答すること。

オ パソコン・プロジェクターの機材を使用することを可能とする。
ただし、提案書などの内容のポイントをまとめるなど平易に伝える場合にのみ使用
することとし、提案書に記載のない新たな提案や説明をすることは認めない。
また、利用する機器については、提案者が準備すること。
ただし、プロジェクター及びスクリーンを使用する事業者は、提案書等提出期日ま
でに、栗東市（幼児課）まで連絡すること。

(5) 評価、採点

前記の審査員が、提案書などの提出書類及びプレゼンテーションの状況の評価・採点し、
各審査員の審査を経て、最終市長が事業者を決定する。

なお、契約予定者として決定した事業者が辞退した場合、次点の事業者を選定する。
評価項目及び配点は下記のとおりとする。

| 評価項目 | 配点 |
|------------------------------|-----|
| 企業実績 | 20点 |
| 委託料 | 30点 |
| 提案書の作り方及びプレゼンテーションの内容 | 10点 |
| 対象児童福祉施設給食に対する基本的な考え方 | 40点 |
| 安全衛生管理及び資質向上に関する考え方 | 40点 |
| 本業務を継続的にかつ円滑に遂行できる運営体制 | 40点 |
| 本業務の受託が決定した場合の業務開始に向けた計画及び準備 | 20点 |

1.1. 審査結果

審査結果については、令和8年7月初旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するととも
に、市ホームページに掲載する。

1.2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の
提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しな
い。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

1.3. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12
年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事
業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非
開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情

報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（任意様式）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ先

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市子ども家庭局幼児課 担当：田中、鈴木、勝山

電話番号 077-551-0424

FAX 077-551-0149

メールアドレス yoji@city.ritto.lg.jp